

配 食 サ ー ビ ス

契 約 書

重 要 事 項 説 明 書

社 会 福 祉 法 人 三 活 会

配 達 給 食 サ ー ビ ス 緑 の 里

契 約 書

利用者（以下「甲」という）と配達給食サービス緑の里（以下「乙」という）との間において、配達給食サービス（以下「配食サービス」という）の件につき、下記のとおり取り決める。

第1条（目的）

乙は甲に対し、甲が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援することを目的として配食サービスを提供します。

第2条（契約の期間）

この契約期間は、_____年 ____月 ____日から_____年 ____月 ____日とします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙双方より解約の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

2 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から1年間とします。

第3条（配食サービスの基本内容）

乙は食事を甲に配達するとともに、食事を渡す際、甲の安否確認を行います。また、安否確認時に甲の様子に異常等がある場合には、甲の指定する緊急連絡先や消防署等関係機関に連絡を行うなど、必要な措置を取ります。

第4条（食事の内容）

乙が甲に提供する食事の内容は「重要事項説明書」のとおりとします。

第5条（市町村との連携）

乙は、甲に対して配食サービスを提供するにあたり、当初利用調整をした市町村との密接な連携に努めることにより、甲の心身の状況や置かれている環境などの状況を把握するように努めます。

第6条（利用料等）

乙が提供する配食サービスの利用料は、「重要事項説明書」のとおりとします。ただし、甲が市町村より補助を受けている場合は、対象となる食事については補助相当額を減額し請求します。

2 甲が乙の提供する配食サービスをキャンセルする時は、原則としてサービスを受ける前日までに連絡します。

3 甲がサービスを受ける当日にキャンセルした場合、甲は乙に対し食事代の全額を負担します。また、連絡なくサービスの提供時間に不在であった場合も同様とします。

4 乙は、甲に対し、当月分の請求書を翌月15日までに発行します。

- 5 甲は請求内容を確認し、乙に対し、請求のあった月の25日までに口座振替の方法で利用料等を支払います。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払を受けた時は、甲に対し、領収書を発行します。
- 7 乙は、利用料等に変更がある場合は30日前までに文書で甲に通知することとします。

第7条（利用料等の滞納）

甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料等を3か月以上滞納した場合において、乙が甲に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、全額の支払があるまで甲に対する配食サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

- 2 甲が乙に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、14日間経過しても全額の支払が無いときは、乙はこの利用契約を解除することができます。

第8条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲が死亡した場合。
- (2) 第7条に基づき、契約の解除がなされたとき。
- (3) 第9条に基づき、甲又は乙から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

第9条（甲及び乙の解約権）

甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合、14日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 乙は甲が著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条の配食サービスの提供目的を達成することが不可能となったとき、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第10条（損害賠償）

乙は、甲に対する配食サービスの提供にあたって、事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲に対して重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

乙及び乙の従業員は、正当な理由のない限り、甲に対する配食サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第 12 条（苦情処理）

甲は、提供された配食サービスに苦情がある場合、別に定める苦情窓口へいつでも苦情を申し立てることができます。

2 乙は甲からの苦情に対し、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第 13 条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、甲、乙の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自 1 通保有することとします。

年 月 日

利用者（甲） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

事業者（乙） 所 在 地 福岡県糟屋郡粕屋町酒殿三丁目 2 2 番 1 号

事 業 所 名 社会福祉法人三活会

配達給食サービス緑の里

管理者氏名 織間 朝子 印

重要事項説明書

令和1年12月1日現在

1. サービス相談窓口

電話番号：092-939-3711（代表）、092-939-4155（厨房）

担当者：桑野 雄一（支援員）、堤みゆき（厨房副主任）

2. サービス内容

サービス内容	高齢者（障害者）の自宅へ弁当配達及び安否確認
サービス提供地域	粕屋町、志免町、須恵町
配達の時間	（昼）10：00～12：00 （夕）15：30～17：30
休業日	8月13日～8月14日、12月29日～1月3日
対応可能な食事形態	（主食）米飯、軟飯、粥、ミキサー （副食）普通食、一口大刻み、極刻み、ミキサー
利用料金	1食につき650円 ※ただし、町から補助を受けている場合、対象食数に関しては補助額を差し引いた額。

注：内容に変更が生じた場合、30日前までに文書で通知します。

3. 苦情相談窓口

利用に関する相談、苦情は相談窓口又は管理者にお問い合わせください。

①当事業所ご利用者相談・苦情担当

苦情・相談受付窓口	桑野雄一・堤みゆき
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00
連絡先	電話 092-939-4155 FAX 092-939-0011

②その他の受付窓口

名称	住所	電話番号
粕屋町役場	粕屋町駕与丁 1-1-1	092-938-2311
志免町役場	志免町志免中央 1-1-1	092-935-1001
須恵町役場	須恵町須恵 771	092-932-1151

本書に基づき、配達給食サービスに関する重要事項についての説明を行いました。

年 月 日

(事業者)

住 所 福岡県糟屋郡粕屋町酒殿三丁目2番1号
配達給食サービス緑の里

説 明 者 _____ 印

本書に基づき、配達給食サービスに関する重要事項についての説明を受けました。

年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____